

計画書1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

塚山公園は、眼下に横須賀港を見下ろす高台に立地し、公園の一帯は、明治時代から桜、梅の名所として親しまれてきた地域であり、「かながわの景勝50選」に位置づけられています。本公園は、地元の方が県に土地を寄付したことがきっかけとなり公園が整備され、管理においても地元の努力と熱意によって守られ育まれてきました。

この心を受け継ぎ、私たちグループは、本公園の指定管理者として、地元の県立塚山公園保存会の「地域を愛する心」と財団法人神奈川県公園協会の「公の施設の経営理念」をもって、地域はもとより広く県民に愛される公園として、適切な管理運営を行います。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

本公園は、「按針由来の歴史」「遙か房州を望む眺望」「サクラと四季の花々」を楽しむことができ、また、「三浦半島のハイキング拠点の1つ」にもなっています。

このような公園の特徴と設置目的を踏まえ、本公園の管理運営にあたり、私たちは、これまでの実績と経験に照らして、次の「総合的な管理運営方針」のもとに3つの取り組みテーマを掲げ、本公園の管理運営基準（「自然環境保全方針」「維持管理方針」「運営方針」）に沿って管理運営に取り組みます。

総合的な管理運営方針

按針とのゆかりを大切に、さくらと眺望を活かした景勝地の創造

管理運営テーマ

さくらと眺望等自然景観の保全と活用

利用者が安全安心で快適に過ごせる施設の提供

「地域の誇り」として按針の由来を次代につなげる公園づくり

管理運営のテーマに基づき、以下の管理運営に取り組みます。

ア さくらと眺望等自然景観の保全と活用

- 明治時代中頃より受け継がれてきた、さくらの名所として適切な保全管理を行い、その魅力を継承します。
- 照葉樹林など適切な樹木管理を行い、東京湾を望む眺望を確保して魅力的な展望の場をつくります。
- 山野草などによる四季を通して楽しめる、花修景による場づくりをします。

イ 利用者が安全安心で快適に過ごせる施設の提供

- 公の施設としての信頼に応える安全で安心な施設管理を行います。
- ハイキング利用者の拠点施設として、利用促進を図ります。
- トイレやあずまやなど公園施設を常に清潔にし、来園者との心の交流を大切にした管理運営を行います。

ウ 「地域の誇り」として按針の由来を次代につなげる公園づくり

- 按針とのゆかりと歴史を大切に思う地域の保存会とグループを組む私たちは、国指定史跡「按針塚」を地域の象徴としてとらえ、地域と連携した公園の管理運営を行います。
- 塚山公園の象徴となっている按針の歴史を次代に継承するため、積極的な広報をします。
- 公の施設として災害等には、常に広域避難場所としての機能が発揮できるよう整備します。

【平成22年度の実施内容】

- ・サクラの保全管理のため、生育や開花に影響を及ぼす天狗巣病等の病虫害の防除や、施肥・土壤改良を行う。
- ・眺望確保のため、展望ポイントである港の見える丘・見晴台・富士見台・鹿島台などで、展望の支障となる樹木の剪定や刈込を行う。
- ・自生する山野草の生育への配慮として、生育サイクルを考慮した草刈回数・時期を設定するとともに、選択的草刈を行う。
- ・来園者の安全を確保するため、施設の日常点検・定期点検の計画的な実施、枯損木・危険木・要修繕箇所等への迅速な対応を行う。
- ・ハイキング利用者の便を図るため、大楠山などへのハイキングマップを配布する。
- ・清潔な公園空間を確保するため、日常清掃のこまめな実施、計画的な定期清掃の実施を行う。
- ・公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる職員の育成に向けた研修等を行う。
- ・自治会等の地域団体と協働し、ボランティアの受け入れや地域の作業への協力、イベントの協働実施等を行う。
- ・按針の歴史の次代への継承のため、公園協会ホームページや公園内の催しでの「安針塚」や按針と地域にまつわる歴史の紹介、三浦按針祭観桜会など按針にまつわる催しでの広報協力をを行う。また、イベントの協働実施に向けて地域の各種団体との調整を行う。
- ・広域避難場所としての機能が発揮できるよう、災害時に必要となる資機材の備蓄を行う。

（2）利用者の平等な利用の確保について

ア 平等利用確保の考え方

本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第244条第2項、第3項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を優先することのないようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障がい者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

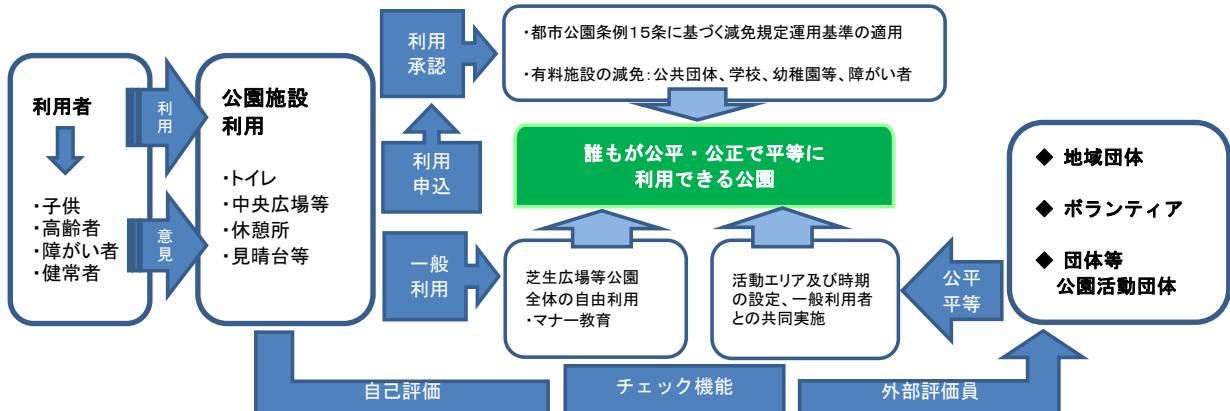
イ 平等利用に向けた取り組みについて

本公園には、地域の方々を始め、ハイカーや観光客など多様な人々が訪れます。このため、私たちは、園内や事務所での案内、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、公平平等、公正な判断対応が求められるため、相手の尊厳を最大限に尊重し、親切丁寧な対応を行います。

利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても根気良く理解を求め、特定の利用者の意見に偏らないよう配慮します。

日々の管理運営業務において、平等の点で課題が生じた場合は、その検証と必要な改善を行い、平等利用の確保に努めるとともに、研修等において意識向上を図ります。

◆平等利用の流れ



【平成22年度の実施内容】

- ・公平、平等な利用の確保のため、公園協会職員及び塚山公園保存会会員に対し研修やミーティングを行う。
- ・相手の尊厳を尊重した親切丁寧な対応を行うため、公園協会職員及び塚山公園保存会会員に対し接遇研修を行う。

(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

私たちグループは、「公の施設」としての本公園の管理運営に取組んできた豊富な経験と実績を踏まえ、当協会が地域住民で結成する「保存会」と連携強化することにより、県民の目線で多様な利用者や地域住民に配慮して管理運営に取り組むことができます。

ア 県民や地域住民等の意見を反映した管理運営

- 利用者や地域住民の声は、本公園の魅力を向上させ、より良く管理運営（改善）するための貴重な情報源であります。
- 地域住民の公園への要望、苦情、提案については、自治会メンバーでもある当保存会が掌握し、改善に努めます。
- 公園管理事務所にご意見箱を設置するとともに、利用者アンケートや当協会のインターネットWEB投稿を活用して、意見、要望、提案などを掌握し業務改善に反映します。

イ 利用者や地域に信頼される管理運営

公園の平等利用、利用者の声を大切にした管理運営をはじめ、トイレなどの清掃の徹底やベンチ等の工作物の点検など安全・安心で、快適に利用できる環境を整え、さくら祭りなどイベント等の開催を通じて、利用者や地域に愛され信頼される公園を目指します。

ウ 地域と連携した防災対策

災害発生時における地域住民や来園者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう、日頃から防災訓練等による準備を整え管理者としての信頼を高めます。また、被災後は地域住民並びに利用者が安全で快適に利用できるよう、県土木事務所との役割分担の上、速やかに復旧処置を講じ、安全を確認した後、再開します。

【平成22年度の実施内容】

- ・公園内へのご意見箱の設置、利用者アンケートの実施、公園協会ホームページ内投稿フォームによる意見・要望の把握を行う。
- ・公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる職員の育成に向けた研修等を行う。
- ・災害発生時に備え、災害時の資機材の備蓄、災害対応マニュアルの整備、防災訓練の実施を行う。

(4) 環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、



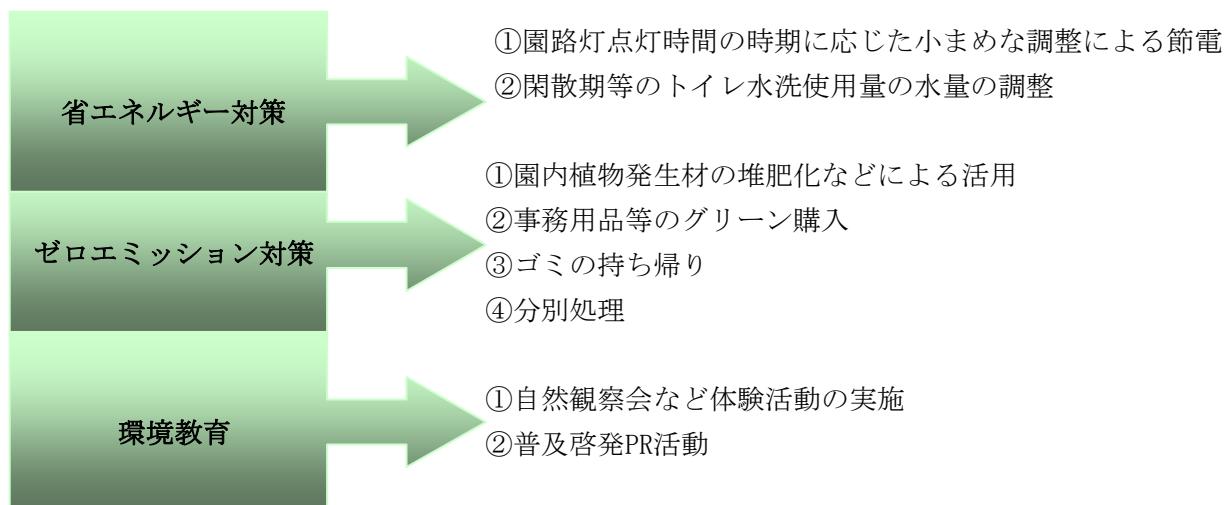
塚山公園では環境に配慮した公園の管理運営を行います。

ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

塚山公園は、三浦半島ハイキングの中継拠点の1つとして県民がみどりに親しむきっかけを提供しています。塚山公園ならびに三浦半島のみどりが清浄な空気を生むこと、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。

また、本公園は、市民の身近な緑地として、豊かな自然環境と景観を形成しておりますので、快適な都市生活空間として、自然環境に配慮した公園管理運営に取組みます。

イ 具体的な環境保全の取組み



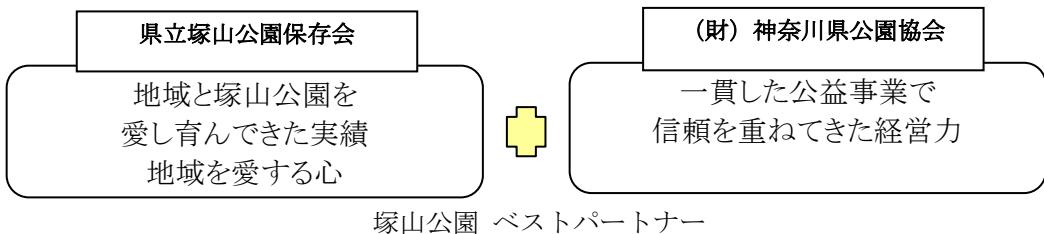
【平成22年度の実施内容】

- ・季節に応じた園路灯点灯時間の調整による節電
- ・トイレ等の水量調整による節水
- ・事務用品等のグリーン購入
- ・園内掲示等による、来園者へのゴミの持ち帰りの呼びかけ
- ・横須賀市の分別方法に従った一般廃棄物の分別処理
- ・自然観察会の開催や掲示板での写真掲示、来園者や学校団体等の案内等による、公園内の自然のアピール

計画書2 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

私たちグループの「財団法人神奈川県公園協会」は、昭和50年の設立以来「都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用促進」を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人」であり、「公の施設の経営実績」と「公益事業の取組み」は、県民から高い信頼と評価を頂いております。

また、「県立塚山公園保存会」は、地元自治会で構成する地域住民による公園の愛護会で、「公園を愛する心」は、誰よりも強く、その活動は、地元からの高い評価はもちろんのこと、昭和60年には建設省都市局賞も頂いており、大きな信頼と実績のある団体です。



指定管理者として従事してきた私たちグループは、塚山公園管理運営のベストパートナーとして、真心と実績のある技術を持って一層広く愛される塚山公園の管理運営に取り組みます。

(1) 応募者自身のノウハウを活かす提案

私たちは、これまでの取り組みと実績をもとに築いたノウハウを活かし、広く県民に愛される公園づくりに取り組みます。

- ①「公(おおやけ)の心」を育み誰からも愛される公園づくり
- ②かながわへの郷土愛を醸成し新しい喜びを展開する公園づくり
- ③人と地域とともに育つ公園づくり
- ④自然と共生し多様な生物が育む循環型の公園づくり

ア 公平・平等な管理運営

誰もが安全・安心にそして公平・平等に利用することのできる公園づくりは、公益法人が最も得意とし、高い評価を得てきたノウハウです。具体的には、30余年育んできた「誰よりも地域そして神奈川を愛する心」を公園づくりに注ぎます。

イ 魅力的な眺望の確保

「かながわ景観50選」に選ばれる「塚山公園」の景観を保全し、来園者に眺望を堪能していただくためのビューポイントを整備します。

ウ 地域の誇りの伝達

「狭い面積でありながらも、按針の歴史に思いを巡らす空間と時間を超えた塚山公園の大きな価値と重要性」を判りやすく県民等に伝えていきます。

エ さくらの名所の保存と管理

歴史があり、愛されているさくらの育成管理のために、樹木医の診断を仰ぎ、作成中の園内さくら台帳（1,000本超）を完成させ、維持管理に活かします。

(2) 参加意欲及び抱負等がわかる具体的な提案を記載してください。

私たちは、本公園の指定管理者としてこれまでの実績を踏まえて、公園の管理運営方針とテーマに基づき、次の取組みを行い、塙山公園の付加価値と利用サービスの向上を図ります。

ア さくらや四季の変化を楽しむことのできる公園づくり

○ サクラの樹勢回復と補植

サクラの名所として魅力を高めるため、樹木医の指導の下、園内さくら台帳を作成し、既存樹木の活力を高めるほか、県と相談しながら老木ならびに倒木の恐れのある危険木は脇芽を残しての伐採、あるいは新しい苗木の導入やエリアの拡大についても取組みます。

○ 四季の楽しみとなる植物の育成と導入

サツキやアジサイの花につながる季節の彩りとして、花壇やサルスベリ、モミジの導入を検討します。花壇については、県民参加で行い、モニタリング調査での希望の多かった樹名板設置も継続的に進めます。

イ 按針の由来を大切にして地域で育ててきた公園づくりの継承

○ 按針とのゆかりを伝え史跡環境を保全

塙山公園の名前の由来ともなる按針との縁や英国との交流などを掲示板やパンフレット等で判りやすく伝え、史跡のたたずまいにふさわしい管理をします。

○ 地域で大切にしている公園づくりの気持ちを伝達

来園者からの好評をいただいている「園内の植物紹介も兼ねたトイレへの一輪挿しの設置」や「ようこそ」という声かけなど、地域に住む私たちならではの日頃から目の行き届いた管理運営を継承し、私たちの地域を訪ねてくれた人にお招きの心をもって接します。

ウ 県内有数の眺望と三浦半島での健康ハイキングを堪能できる公園づくり

○ 眺望景観の保全

雄大な眺望を確保するための枝降ろしや、展望広場に樹木を植えて「見え隠れなどの演出」など、東京湾を望む神奈川県を代表する景色を堪能できる管理運営に取組みます。印象的な展望の得られる「港の見える丘」「見晴台」「富士見台」「鹿島台」「第3園路」など、それぞれのビューポイントごとに特徴を活かした見せ方を工夫し、整備します。

○ 安全で安心な施設管理

ハイキングの利用者が信頼して立ち寄ることのできる場所としてトイレ水飲みなどを安心快適に使えるように管理運営します。また休憩施設である、広場、ベンチなども、緑の環境をマッチした状況となるように、伸びやかでさわやかな施設を提供します。また園路沿い等で手すりや防護柵の設置が必要と思われ箇所は県に設置要望を行うなど、施設点検パトロールを実施して安全確保を図ります。

エ 地域と連携・協働した四季の彩り楽しむ行事の開催による人との交流の輪の拡大

○ 四季の彩りを楽しむ公園祭り

塚山公園の四季の彩りの美しさを県民と共有するため、地元自治会や地域関係団体と連携を図り、「塚山の魅力の発見」をテーマに公園祭りを企画します。

- さくら祭り・按針祭（3月～4月）
- 鹿島神社祭礼神輿渡御（6月）
- 森の遊び体験（7月～8月）
- ベースキャンプ花火大会（7月）
- クリーン神奈川・かき氷祭り（夏）
- 納涼アコースチックギターのタベ（夏）
- 紅葉狩り祭り（11月）
- 「初日会」（1月元旦）
- グランドゴルフ大会（年1回）
- 按針に思いを馳せる交流会の開催（年1回）
- 塚山公園ビューポイント撮影会（年1回）
- 塚山公園を拠点とする3世代ハイキング（年1回）
- 自然観察会（年4回）等

そして、塚山公園の利用者を平成19年度の年間33,800人から、平成25年度には、**年間60,000人**を目指します。

【平成22年度の実施内容】

- ・眺望確保のため、展望ポイントである港の見える丘・見晴台・富士見台・鹿島台などで、展望の支障となる樹木の剪定や刈込を行う。
- ・按針の歴史の次代への継承のため、公園協会ホームページや公園内の催しでの「安針塚」や按針と地域にまつわる歴史の紹介、三浦按針祭観桜会など按針にまつわる催しでの広報協力を行う。
- ・サクラの位置や管理内容を記録した台帳の充実を行う。
- ・サクラの危険木の処理を行うとともに、将来的な樹林更新の手法の検討に着手する。
- ・公園の魅力向上の一環として、花木や草花等の新規植栽を検討する。
- ・山野草の保護・増殖のため、生育サイクルに応じた草刈時期・回数・刈高の設定や選択的除草を行う。
- ・眺望確保のため、展望スポット周辺樹木の剪定・刈込等を行う。
- ・樹木への樹名板の取り付けを行う。
- ・公園に対する疑問や質問に答え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる職員の育成に向けた研修等を行う。
- ・安全、安心な公園空間を確保するため、施設の日常点検・定期点検の計画的な実施、日常清掃のこまめな実施、計画的な定期清掃の実施を行う。
- ・以下の催しについて、地域自治会や地域関係団体等と連携し開催、または関係団体の開催への協力をを行う。
 - さくら祭・三浦按針祭観桜会
 - 鹿島神社祭礼神輿渡御
 - 「初日会」
 - 自然観察会

- ・以下の催しについて、平成23年度以降の実施に向け、実施手法等の検討等を行う。

- 森の遊び体験
- ベースキャンプ花火大会
- クリーン神奈川・かき氷祭り
- 納涼アコースチックギターのタベ
- 紅葉狩り祭り
- 按針に思いを馳せる交流会の開催
- 塚山公園ビューポイント撮影会
- 塚山公園を拠点とする3世代ハイキング
- クラフト教室

計画書3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

(1) 当該公園の特性と課題

本公園は、横須賀港や東京湾を見下ろす山間に位置するサクラの名所として親しまれている公園です。園内は、起伏に富んだ公園で、本公園の特性や課題は、次の事項が挙げられます。

区分	特 性	課 題
樹林地の管理	「さくらの名所」 ・明治時代から今に至るまで、サクラやウメの名所として親しまれています。	「さくらの保全育成」 ・サクラの樹勢の衰え ・天狗巣病の撲滅 ・ソメイヨシノの接ぎ芽部分の腐食 ・成長によるサクラの枝葉の加密化
	「三浦半島の照葉樹林」 ・塚山公園をとりまくシイ、カシ類の照葉樹林は、神奈川でも貴重な自然樹林です。	「自然環境の保全」 「四季の山野草の保護育成」 ・多種にわたる山野草の保護育成 ・生態系に配慮した植物管理
	「眺望優れた広場と園路」 ・「港の見える丘」をはじめ、園内には、ビューポイントが多くあり、それらを辿り、園内を巡る楽しみがあります。	「魅力的な眺望の確保」 ・各ビューポイントの特性を活かした樹木管理
地域との交流	「地域による管理」 ・公園の景観整備や管理には、地元自治会などで構成された「県立塚山公園保存会」が取り組んできました。	「地元管理の継承」 ・継続的な新規保存会会員の加入
	「国際交流機会としての按針祭」 ・三浦按針の偉業を偲び江戸時代以来育まれてきたイギリスと国際交流を暖める按針祭（主催：横須賀市）の会場となるほか、一年を通じて歴史愛好家が訪れます。	「時を超えた価値の継承」 ・三浦按針のゆかりをもっと簡単に解りやすく伝えられる方策
快適な利用の促進	「かながわ景勝50選」 ・眼下には、横須賀港、そして横浜ランドマークタワー、晴れた日には富士山や東京湾越しに房総半島を望むことができます。	「魅力的な眺望の確保」 ・園内のビューポイントの小まめなチェックと異常の確認
	「ハイカー等の拠点施設」 ・眺望のほか、トイレ、水飲みや雨宿りできる休憩施設が整っている塚山公園は、「あそこまで行こう」という声かけの対象として三浦半島のハイカー等の安心拠点になっています。	「安心快適な施設管理」 ・横断する市道の来園者に対する安全確保 ・施設の確実な整備点検 ・施設の安全衛生管理

私たちは、この特性と課題を踏まえ、本公園の維持管理の考え方を

- ①サクラの名所としての継承や四季を楽しむ植栽樹林の充実、山野草や花木の保全と活用を図り、新たな魅力づくりを行うこと。
- ②公園の特徴である眺望を確保すること。
- ③安全で快適な利用を支える確実な施設管理運営を行うこと。
と捉えて、維持管理に取組みます。

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案

ア 平成19年度の取組実績と今後の取組み

私たちは、指定管理者として本公園の管理運営に携わってきましたが、維持管理においては、県の管理水準を達成するとともに、次の事項に関しては県の求める水準以上に取り組み、より良い公園づくりに努めてきました。

管理項目		平成19年度の管理実績	平成21年度から平成25年度までの取組み
植物管理	樹木管理	サクラの名所としての景観づくりを推進 ・ウメの剪定 20本 ・天狗巣病の処理 62本 ・枯損木処理等 19本 ・高木の枝下し、枯れ枝除去等 30本→1049本 ・中低木の刈込み 1833m ² →2181m ² 園内の山野草の保護育成（ホタルブクロ、ヤマユリ等）	充実・継続実施 ・ウメの剪定、枝下し ・天狗巣病除去発見次第随時実施 ・枯損木処理、枯枝除去 ・中低木の刈込み3,000m ² 山野草等の保護育成
	草地管理	安全で快適な利用環境を提供するため ・草刈除草 延36,844m ² → 延60,914m ²	充実・継続実施 ・草刈除草の延61,000m ²
	草花管理	・花壇管理（人力除草、花がら摘み、施肥等） 延72m ² →594m ²	・花壇管理 延600m ²
施設管理		日常点検（園内巡視・設備・工作物） 毎日 施設の機能維持保全を図るため点検パトロールにより発見した不良個所の修繕 ・必要に応じ → 実績 19件	充実・継続実施 ・日常点検等毎日 ・修繕箇所発見次第随時実施
清掃管理		清潔な利用環境の提供のため、また、施設の機能維持保全を図るため ・園路、広場、休憩所、側溝等の日常清掃 毎日 ・園内集中清掃 ・必要に応じ → 71日 ・側溝清掃 ・必要に応じ → 46日	充実・継続実施 ・日常清掃当毎日 ・園内集中、側溝清掃随時実施
諸掛		平成18年度実績 936千円 → 670千円（約1/3の経費削減に努める）主に水道料、電気料	充実・継続実施 ・経費削減に努める

イ 今後の管理水準以上の取り組みの提案

本公園の維持管理にあたっては、前記の公園特性と課題を踏まえた維持管理の考え方沿って、次の事項を重点事項として管理方法の工夫や管理基準を高めた管理を行います。

また、業務遂行においては、効率的効果的な維持管理を進めるため、繁忙期、閑散期に対応した柔軟な人員配置を行い、経費の節減に努めます。

植物管理については、植栽目的、機能により管理作業の内容は異なるため、実施時期、手法に留意し実施します。また、生態系を攢乱するブタクサ等の外来種は除去します。

管理重点項目	事業内容	平成21年度～平成25年度の 維持管理事業計画	予測される効果
サクラの活力の回復、景観向上	樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の枯れ枝、支障枝の除去管理の継続 ・著しく樹勢の衰えたサクラの診断100本とその処置 ・天狗巣病除去の継続及び撲滅 ・樹木更新方法の確立 	サクラの名所の継承
眺望の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・眺望を妨げる徒長枝や大枝を払い、間伐の検討も含め、視界の確保。 	
草花・花木による 魅力づくり	中低木管理 草花管理 花壇管理	<ul style="list-style-type: none"> ・中低木管理1,833m²→3,000m²（花木の補植含む） <ul style="list-style-type: none"> ・山野草の保護増殖を推進 ・季節の彩りが感じられる花壇の増設24m²→100m² 	公園の魅力アップ
安全で快適な利用 環境の提供のため の管理	草地管理 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・除草は管理水準以上の回数を実施（年3回→年5回） ・チェックリストによる点検パトロールの実施、異常個所の早期発見と応急処置 	
	清掃管理	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して時期に応じた園内の見所を中心に行路及び広場の集中清掃（落ち葉掃き等）実施 ・側溝及び集水溝の点検清掃（天候を予測した清掃）実施 ・おもてなしの心で、清潔で快適なトイレの清掃（園内の竹と草花を活用した一輪刺しのおもてなし）を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故災害の未然防止 ・利用満足度の向上に繋がる
省エネルギー対策	諸掛	<ul style="list-style-type: none"> ・時期に応じたトイレの水道使用量及び園路灯の点灯時間の小まめな調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減 ・環境配慮

【平成22年度の実施内容】

- ・必要と判断した場合は、管理水準を上回る点検・清掃等の管理作業を積極的に行う。
- ・花木の良好な開花のため、サクラ・ウメや中低木の剪定・刈込・施肥・病虫害防除等を行う。
- ・公園の魅力向上の一環として、花木や草花等の新規植栽を検討する。
- ・山野草の保護・増殖のため、生育サイクルに応じた草刈時期・回数・刈高の設定や選択的除草を行う。
- ・枯損木処理、枯枝・支障枝の除去を行う。
- ・眺望確保のため、展望スポット周辺樹木の剪定・刈込等を行う。
- ・園路灯の点灯時間やトイレ等の水道水流の調整等により、電気料・水道料の節減に努める。
- ・安全で快適な利用環境を提供するため、チェックリストによる点検パトロールの実施、異常個所の早期発見・応急処置、行路・広場・側溝・集水溝の清掃を行う。
- ・作業量に応じて人員を増減して配置する。
- ・除草により外来種の除去を行う。

▽分属書類▽
年間維持管理計画表

管理項目	管理内容・エリア等	平成21年度計画											
		規模・単位・実施回数			4月			5月			6月		
樹木管理	樹勢回復	園内全域	一	本	必要に応じて								
	整枝剪定	港の見える丘	一	本	必要に応じて								
	天狗異病の処置	園内全域	一	本	必要に応じて								
	その他の病虫害の防除	園内全域	一	式	必要に応じて								
	枝下ろし	園内全域	一	本	必要に応じて								
	枯損木処理	枯木、病害虫による樹勢	一	本	必要に応じて								
	悪化木の伐採	園内各所	1,833m ³	1回/年									
	徒長枝刈込	園内各所	1,833m ³	2回/年									
	下草除草	園内各所	1,833m ³	1回/年									
	花がら摘み・花後剪定	園内各所	1,833m ³	1回/年									
中低木管理	病虫害防除	病害虫の防除	園内全域	1本	必要に応じて								
	刈込物手入	園内各所	18,422m ²	3回/年									
	病虫害防除	病害虫の防除	園内各所	24m ²	2回/年								
	除草	園内各所	24m ²	2回/年									
	除草	園内各所	24m ²	2回/年									
	地拵え	園内各所	24m ²	2回/年									
	植付	園内各所	24m ²	2回/年									
	施肥	港の見える丘、中央広場	24m ²	2回/年									
	人除草	園内各所	24m ²	必要に応じて									
	灌水	園内各所	24m ²	必要に応じて									
草地管理	花壇管理	通常管理	花がら摘み	24m ²	必要に応じて								
	花壇管理	通常管理	補植	24m ²	必要に応じて								
	安全点検	安全点検	園内各所	1式	毎日								
	動作確認(照明灯)	動作確認(マーティン)	園内各所	1式	1回/月								
	動作確認(マーチル時計)	動作確認(マーチル時計)	中央広場脇	1式	1回/月								
	污水排水設備点検	污水排水設備点検	園内各所	1式	1回/月								
	日常工作点検	日常工作点検	全園路	2,553m	毎日								
	日常工作点検	日常工作点検	園内各所	1式	1回/月								
	小破修繕	小破修繕	園内各所	1式	随時								
	その他	浄化槽点検	芝生広場、事務所横	1式	1回/年								
施設管理	施設清掃	浄化槽定期点検	芝生広場、事務所横	1式	4回/年								
	園内清掃	園路、広場清掃	園内各所	1式	毎日								
	施設清掃	一般清掃	園内各所	1式	必要に応じて								
	施設清掃	水路、側溝清掃	園内各所	1式	毎日								
	建物清掃	推積物の除去	園内各所	1式	必要に応じて								
	トイレ清掃	簡易清掃	園内各所	1式	毎日								
	建物清掃	汚物回収	管理事務所、事務所裏所、中央広場、芝生広場	82m ²	毎日								
	ゴミ処理	ゴミ運搬処理	園内	1式	2回/年以上								
	定期処理	缶・ビン類処理	園内	1式	2回/年以上								
	その他	粗大ゴミ運搬処理	園内	1式	2回/年以上								
害虫駆除	害虫駆除	伐採、刈込み、草刈等で発生した残材処分	園内	1式	必要に応じて								
	その他	スマモチ駆除	園内	1式	1回/年								
	その他	淨化槽清掃	園内	1式	1回/年								

計画書4 「執行体制の内容」

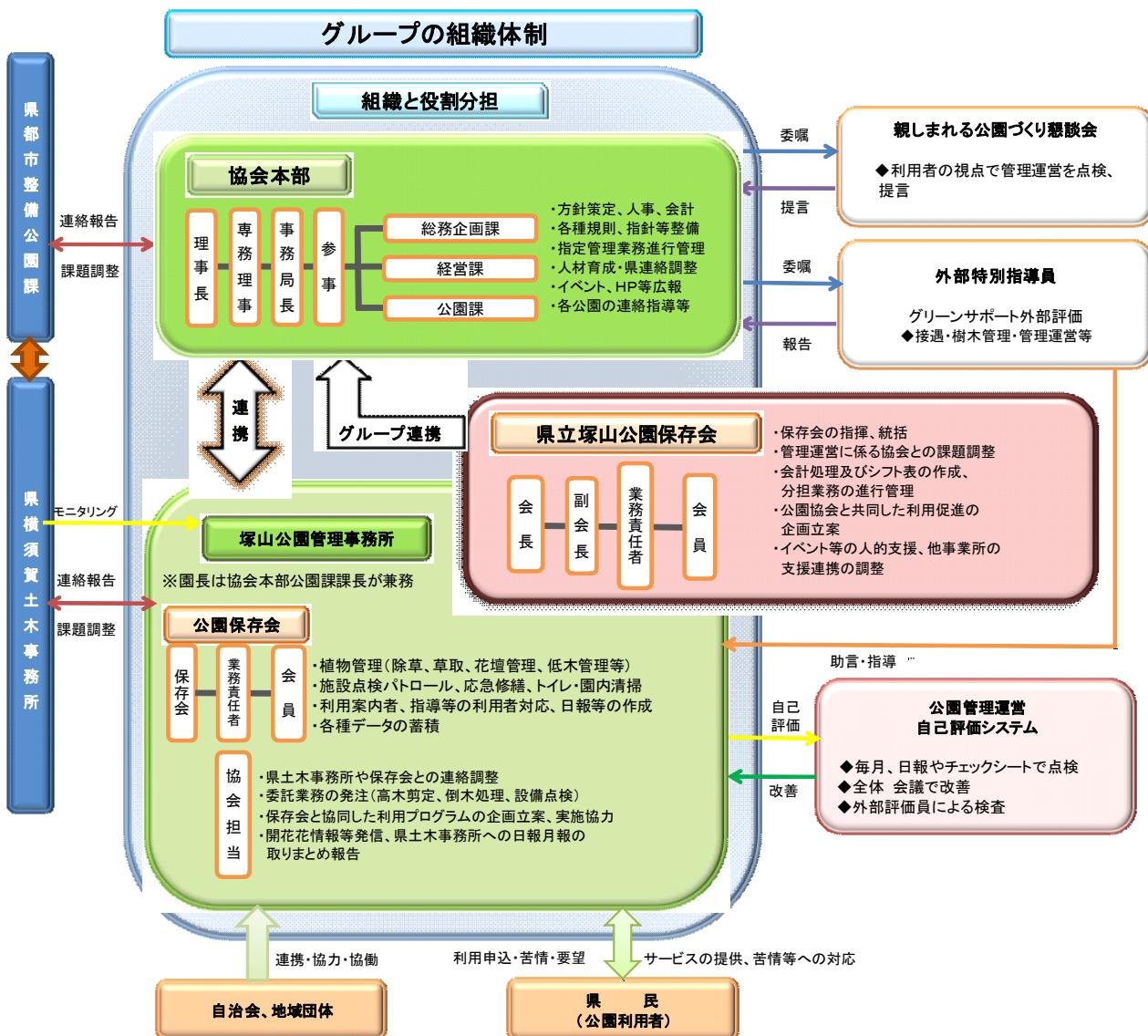
(1) 本部と現地の役割分担（業務、人員配置等）

ア グループの役割分担

私たちグループは、本公園の指定管理者の代表として、財団法人神奈川県公園協会が管理運営業務を統括し、地元の県立塚山公園保存会が現地の維持管理業務を担い、これまで築いてきた互いの信頼関係を大切に、地域全体の管理運営を行います。

グループ間の連絡調整は、協会本部職員が担当し、また、公園協会本部が委嘱する樹木グループ間の連絡調整は、協会本部職員が担当し、また、公園協会本部が委嘱する樹木医等の外部特別指導員により、現地の維持管理業務をサポートする体制とします。

◆塚山公園執行体制の内容



イ 県との連絡調整体制

- ・公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡については、公園協会本部を窓口として行います。
- ・県が実施するモニタリングの結果、改善点がある場合は、直ちに協会本部やパートナーと調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫や検討を行い、公園の質の向上を図ります。
- ・許認可に係る事項や調整事項、課題が生じた場合、公園協会本部、パートナー及び県土木事務所と調整し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画

ア 現地の責任者の役割及び経歴

現地に於ける統括責任者は、同保存会の会長とします。

現地責任者	役 割
総括責任者(塚山公園保存会)	現地の総括
副責任者 (塚山公園保存会)	総括の代行者
副責任者 (塚山公園保存会)	総括の代行者
現地担当者(公園協会)	業務・連絡調整

イ 職員配置計画

保存会会長の指揮のもと、現地の維持管理業務にあたります。

職	人員	雇 用	業務内容	勤務時間	通常時配置人員等
総括責任者(保存会)	1人	非雇用	現地の総括	6日／月 8h／日	保存会会長
副責任者 (保存会)	2人	非雇用	総括の代行者	5～6日／月 8h／日	保存会副会長
現地担当者(公園協会)	1人	非常勤	業務調整、連絡調整等	9日／月 8h／日	
スタッフ (保存会)	23人	非雇用	植物管理、清掃管理、施設点検等	5～6日／月 8h／日	保存会会員
計	27人				

ウ 組織図

組織図は、前頁参照

エ 勤務ローテーション表

- ・当保存会の中で本公園の管理経験の豊かな人材を現地責任者として配置し、会員の作業管理、管理業務の工程管理等を行います。
- ・毎朝朝礼を実施し、申し送り事項や当日の作業の確認、安全対策等についてスタッフ全員で共有し業務にあたります。
- ・協会本部の担当者は、保存会の現地責任者と連絡を密にし、協会の担う業務を実施するともに、毎月の定例会に出席して作業計画に基づく進捗状況の把握、課題調整を行います。

塚山公園		勤務予定期表(通常期の例)																														
役職		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	1ヶ月の日数
現地担当者(公園協会)		○			○		○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		9
総括責任者・副責任者・スタッフ(塚山保存会)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	91	
計		3	4	3	3	3	3	4	3	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	4	4	3	4	3	100	

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務の内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法など

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、保存会による直営作業を基本とした業務執行に努めていますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や特殊又は専門的技術を要する樹木の高木作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をしています。

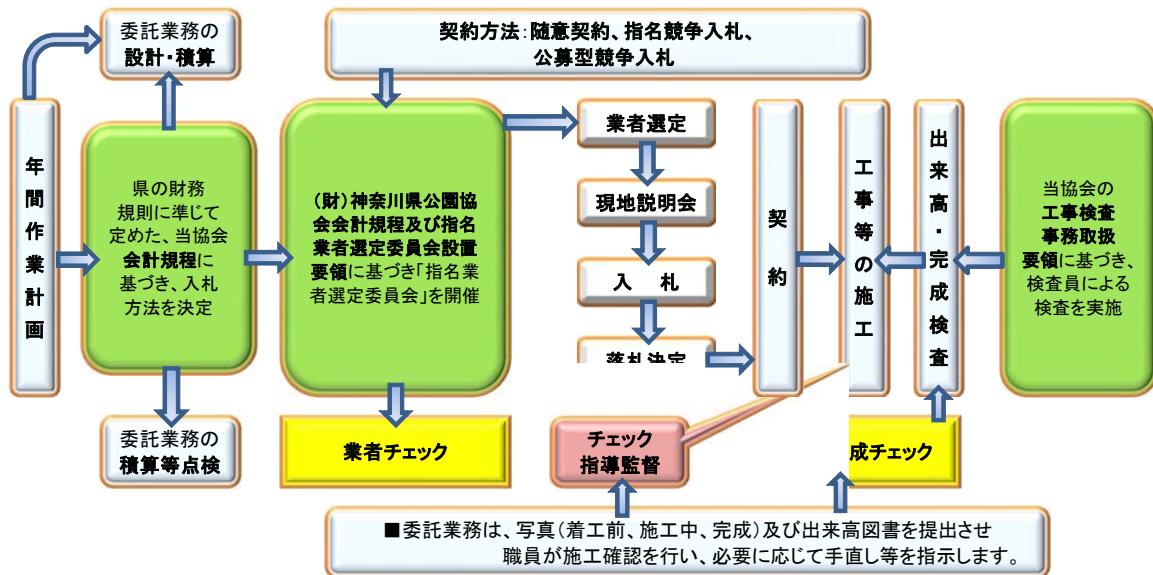
また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けています。

委託する業務の内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	枝下し、枯損木処理	樹勢悪化木、支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
施設管理・設備管理	定期点検	浄化槽	点検清掃業務、法定点検	特殊技術や機器を使用するため
清掃管理	産廃処理	有害動植物駆除等	有害動植物、粗大ゴミ、残材	量が多い場合委託

イ 委託業務点検、チェック、指導監督について

- ・委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。
- ・委託業者には、保存会と連絡調整させ、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底させます。



計画書5 「緊急時の体制」

本公園は傾斜地が多く、急階段や斜面での利用者の転倒事故、気象災害による斜面の崩落などの可能性が挙げられます。こうした特性を踏まえ、私たちはこれまで安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、人的、物的被害を防いきました。

今後も日頃より緊急時に備えると共に、これらが発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について

事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、勤務中のスタッフが速やかに配備体制に着手し、及び初期対応を行います。

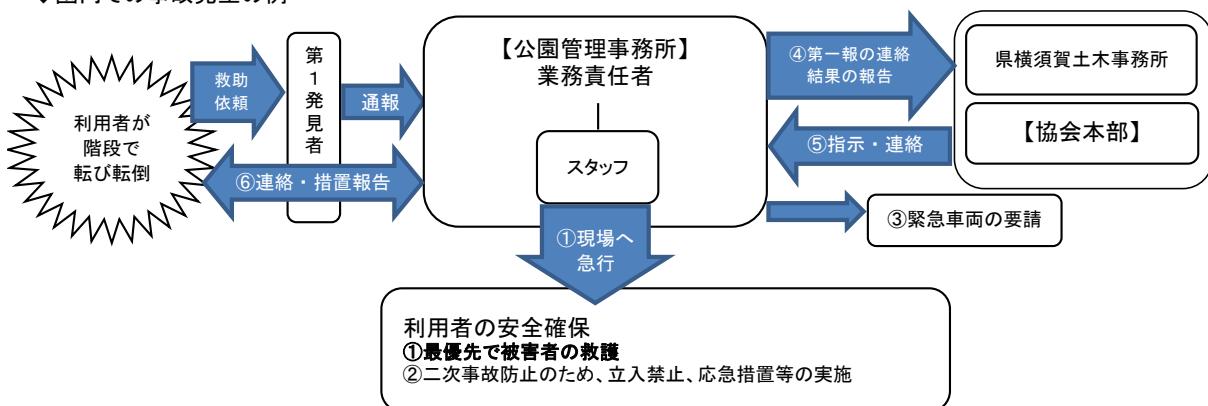
勤務時間外については、関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて緊急時対策連絡網により職員参集を行います。

ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

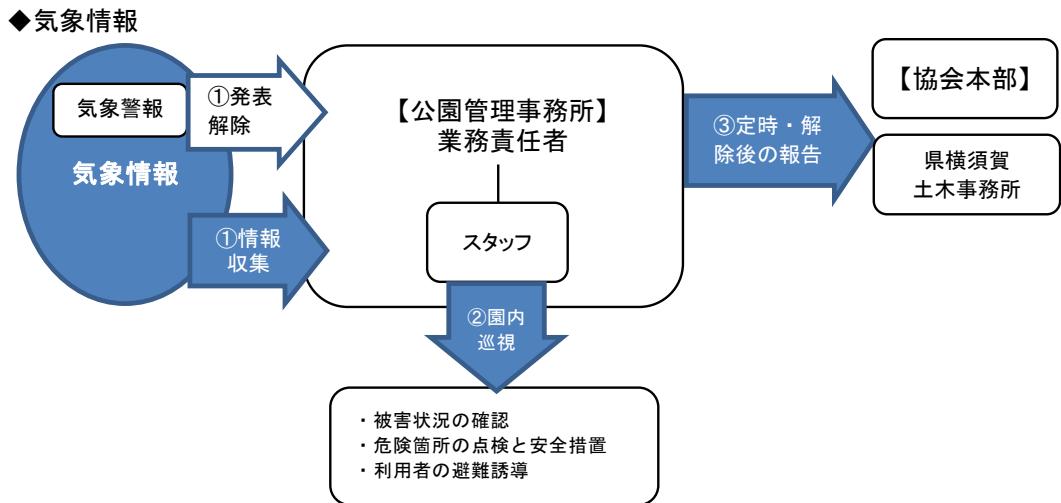
◆園内での事故発生の例



- ①作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ②二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥被害者及び発見者への措置状況の報告

イ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には、気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、当協会の災害対策活動指針に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。



- ①パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ②保存会会員が安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重 点 点 檢 箇 所	大雨時	排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ及び倒木等
	落雷時	電気設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- ③管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県横須賀土木事務所と公園協会本部への定時または警報解除後の被害状況報告

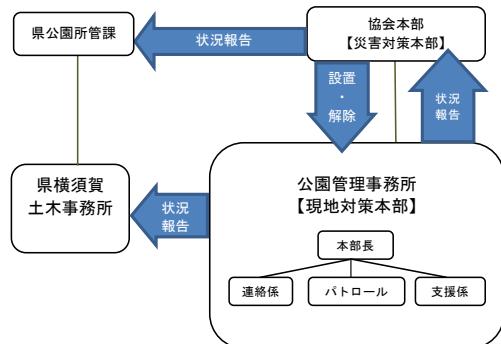
ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として保存会会員が現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や復旧業者への要請を行います。

エ 大地震が発生した場合

本公園は、広域避難場所に指定されています。住民の避難や救護の拠点として利用される場合を考えられますので、大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、当協会の災害対策活動指針に基づき職員が参集し、本部内に指定管理者の災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、県や市の指示のもとに災害対策活動を行います。

◆震度5弱以上の地震発生時の対応



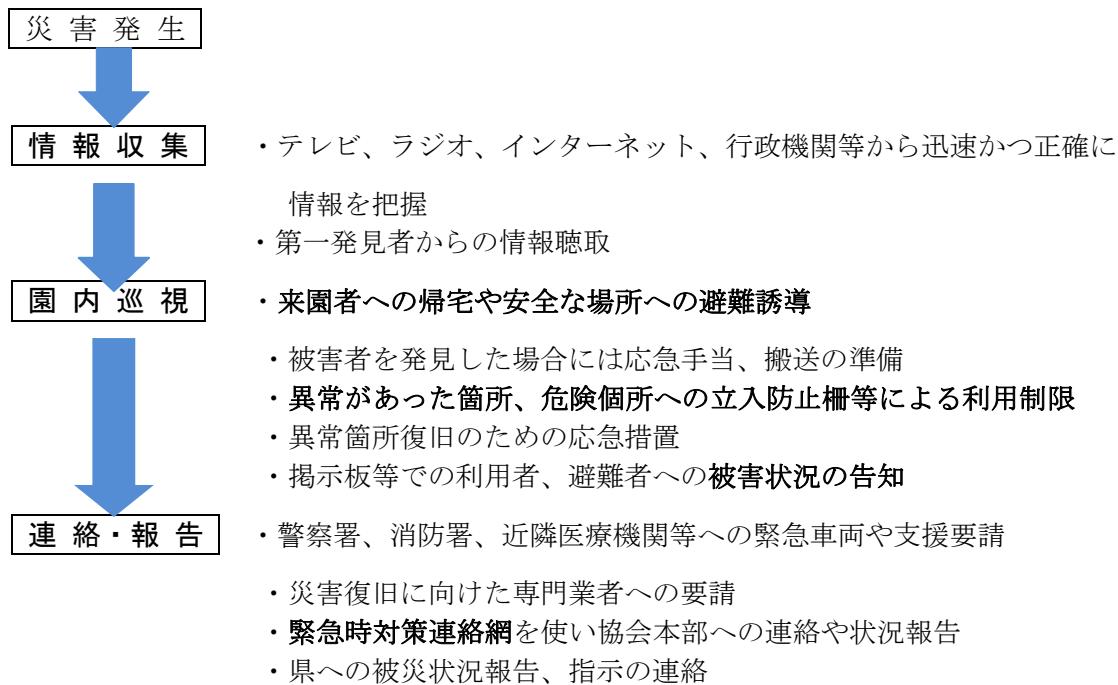
◆現地対策本部割分担表

職名	分担業務	備考
本部長	・災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・会長(不在の場合は副会長又は役員)
連絡係	・緊急連絡網による所属職員等への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び県土木事務所への報告 ・関係機関との連絡調整、問合せ対応	・副会長又は保存会役員
パトロール係	・園内の安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・作業スタッフ(会員)
支援係	・避難した人に対しての応急手当	・作業スタッフ(会員)

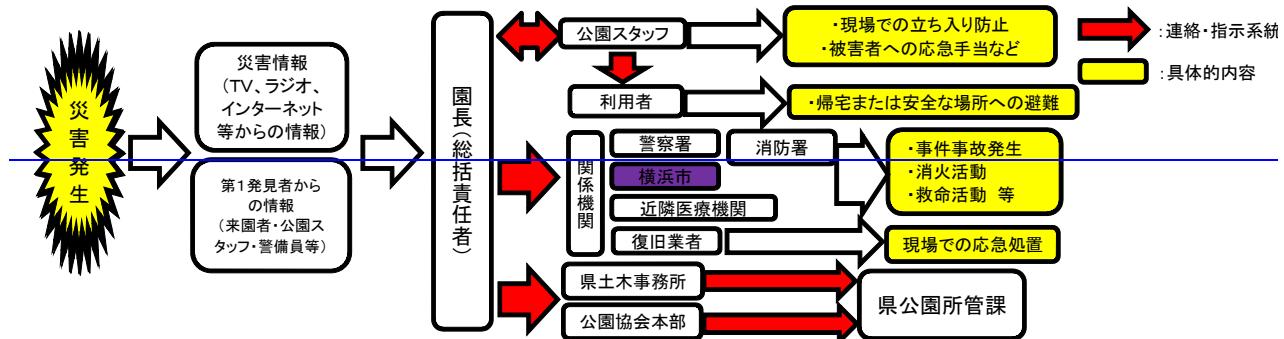
(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応

ア 災害時の連絡方法と対応

大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、保存会の現地の総括責任者（不在時は参集した会員の中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、災害時の県の防災体制の下で対応します。



◆災害発生時



イ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を保存会会員が速やかに行い、被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ①災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ②管理事務所内にはAEDを常備し、消防署の指導のもと適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③消防署や自治会の協力も得て防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④消火器など防災設備の定期稼働点検を行います。

計画書6 「人材の育成計画」

(1) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての考え方（方針）

ア 財団法人神奈川県公園協会

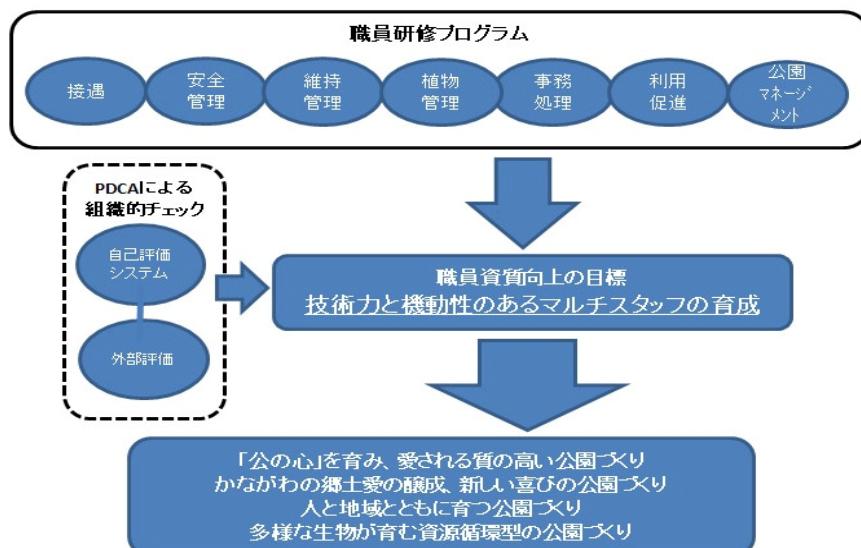
当協会では公園利用者が常に安全・快適に利用していただくため、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、個々の職員の資質向上を図るとともに、組織としての管理運営の総合力の向上を目的として、職員研修等を実施しています。

(ア) 職員資質向上の考え方

私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

(イ) 外部評価による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検により自らの意識改革と資質の向上を図ります。



(ウ) 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに取り入れ、技術の向上、職員の資質向上を図っていきます。

※ロールプレイング

現実に起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

イ 塚山公園保存会

保存会においては、次の視点から、会員の方々に指導を行っていきます。

1. 来園者の安全・快適に過ごして頂く為の会員の資質向上（接客応対）
2. 日々の管理作業での安全
3. 植物管理技術と施設点検能力の向上

また、当協会の委嘱する外部特別指導員により、維持管理状況の評価を行い、課題に対し、双方が協力して改善を図り、利用サービスの向上に努めます。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、具体的な計画

ア 財団法人神奈川県公園協会

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～25の職員研修方針	
公園協会共通研修	接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
		接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
		苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールティング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す
	事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
	安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
		緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
			震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
		維持管理技術研修	遊具での事故防止	遊具点検研修の実施	外部講師等	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
		労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成
	植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回	剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
		維持管理技術研修	樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回	薬剤の安全使用を確実に実施していく
公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す	
	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる	
	利用促進	ボランティアコーディネート研修	サービス向上、利用者の安全確保	ボランティアの安全確保、応対方法の習得	外部講師等	年1回	ボランティア活動を的確にサポートする技術習得を目指す
公園独自研修	植物管理・利用促進	エコアップ研修	公園の魅力アップ、利用促進	生息する動植物の種類や生態の把握	外部講師等	年1回	生物多様性を目指した公園維持管理方策の確立を目指す
	利用促進	展示手法研修	サービス向上、展示室の魅力アップ、利用促進	博物館等の見学研修	外部講師等	年1回	魅力ある展示方法により、利用促進を図る

イ 塚山公園保存会

- 会員の管理運営情報の共有と来園者への挨拶運動、親切な対応、園内ガイドのための知識習得の指導
- 管理作業での安全管理講習会（刈り払い機の操作、保守の講習会）
- 会員が持つ現役時代に習得した技能、特技を活用した会員相互の知識・技術向上（動植物の知識、施設の応急修理技術の習得等）
- 会員についても公園協会の研修に、必要に応じて参加します。

計画書7 「諸規程の整備」

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

ア 財団法人神奈川県公園協会

私たちは、「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事します。

(ア) 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用します。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用します。
- 臨時職員の雇用等については、「財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用します。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

(イ) 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用します。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

(ウ) 会計

当協会の会計処理の基本事項を「財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行います。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行います。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項、②協会の財務及び会計に関する事項、③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括3名	総務課長 経理課長 都市公園課長	主任検査員6名	毎年度、職員の中から理事長が任命する	検査の実施は、3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然公園課所管のビジターセンター等				

イ 県立塚山公園保存会

私たちは、公園の維持管理及び史跡按針塚並びに諸行事に協力し、公園の浄化発展に努め、郷土愛の高揚に寄与することを目的とし、会員の就業、手当等、次の通り規定を定め、会員はこのことを十分自覚し責任をもって業務に従事しています。

(ア) 就業等

保存会の本業務に従事する者の就業に関し、「県立塚山公園保存会会則」に基づき規定した「塚山公園保存会作業班規定」において、必要事項を定め適切に運用しています。

(イ) 決 裁

保存会では、すべての決裁について、「県立塚山公園保存会会則」において、会長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用しています。

(ウ) 会 計

保存会の会計処理は、「県立塚山公園保存会会則」に基づき規定した「県立塚山公園保存会会計規則」において、必要事項を定め、保存会の経理及び金銭の出納に関して、適切に運用しています。

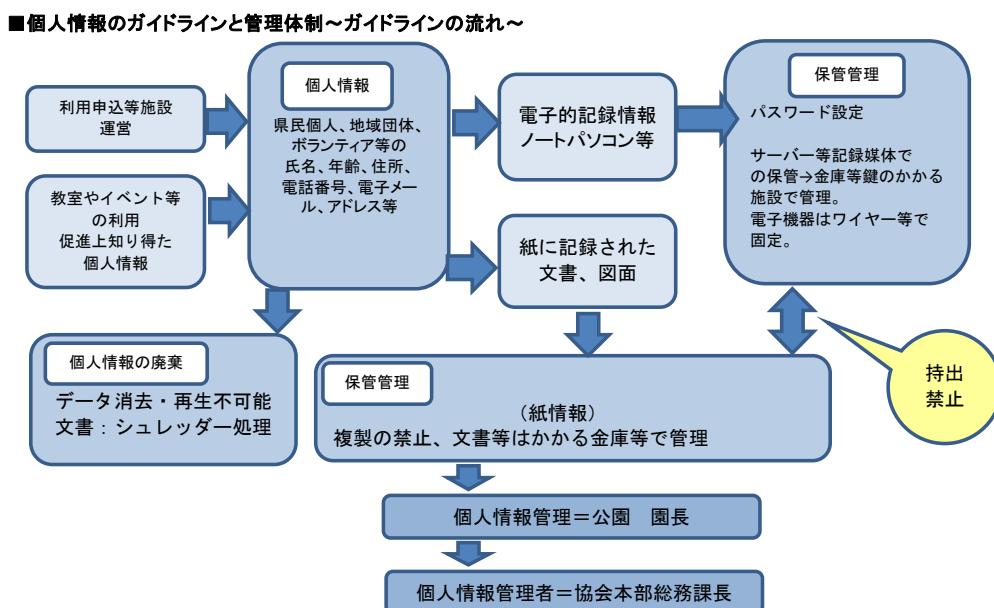
(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底について

ア 財団法人神奈川県公園協会

(ア) 個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け定めた「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行います。

(イ) 個人情報のガイドラインと管理体制 ~ガイドラインの流れ~



(ウ) 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ①利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- ②利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- ③本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- ④個人情報の漏洩防止措置を行う。
- ⑤知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないこと。

の周知徹底を図ります。

(エ) 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

(オ) 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示します。

(カ) 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

イ 県立塚山公園保存会

(ア) 個人情報の取扱い等

保存会では、指定管理者制度の公共性にかんがみ、県の指定を受けて行う県立塚山公園の指定管理業務に関し、取得、管理する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、適切に管理します。

(イ) 会員への周知徹底

財団法人神奈川県公園協会が研修及び会議等で図っている①～⑤の5項目に倣い、会員へ周知徹底を図ります。

(ウ) 関係法令の遵守

保存会は、財団法人神奈川県公園協会が行う「関係法令の遵守」に倣い、同協会の指導を受け、的格に各種法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

(エ) 情報公開・守秘義務

保存会は、財団法人神奈川県公園協会が行う「情報公開・守秘義務」に倣い、同協会の指導を受け、業務上知り得た情報等守秘義務を守りますが、県の情報公開条例に基づき定めた「県立塚山公園保存会情報公開規程」により、情報開示をいたします。

(オ) 文書の管理・保存

保存会が作成及び受領した文書等は、「県立塚山公園保存会文書等管理規程」に基づき、適正に管理・保存します。

計画書8 「公園の安全管理」

私たちは、本公園の長年の管理運営実績の中で、特に安全管理においては、事故等の発生を予測しての未然防止、及び万一発生した場合の初期対応の体制の徹底に重点を置いてきました。その結果、災害や事故もなく安全な公園を提供してきました。今後ともきめ細かい注意を払うこと で事故の発生を未然に予測する、「小さな傷を早期に発見」に心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理について

ア 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視を始め、各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実に行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設状態の経年変化に合わせ点検内容、項目を随時更新します。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル
日常巡視	園内全域	毎日1回	保存会会員	統括責任者	園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
施設点検パトロール	園内全域	年1回	保存会会員 本部職員	県土木事務所・協会本部	園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
重点点検	重点点検箇所	随時	保存会会員	県土木事務所・協会本部	(共通編・各公園編)
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		各施設点検マニュアル

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

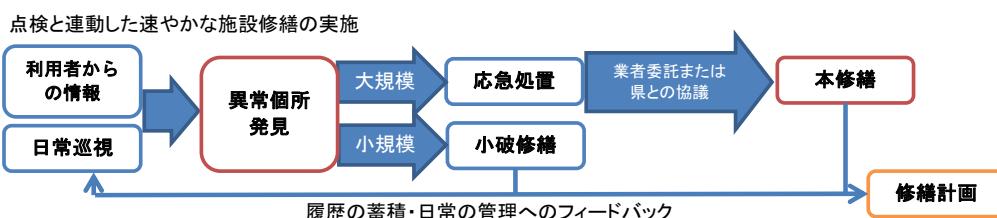
各施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等、個々のマニュアル、留意事項などについては、統括した安全管理を意識し県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的マニュアルとして体系的に整理を行います。不足部分については新たに追加整備します。

また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も活かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入禁止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

イ 主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
樹木及び樹林地	<ul style="list-style-type: none">○樹林地の枯損木、園路沿いの倒木、枯れ枝など、倒木や落下による災害、事故の危険性がある高木をチェックし、除去する。○危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見に努めるとともに、被害予防、危険な生物と対処を学ぶ研修会を実施する。○園路沿いや広場の周囲の中低木は死角となる場所や暗い場所を極力つくらない。
芝生地、草地	<ul style="list-style-type: none">○日常的または定期的な点検により、陥没、スリップ箇所の早期発見と措置を講じます。○利用頻度の少ない区域においては防犯、火災予防対策として草刈、除草を実施します。
園路、広場 休憩施設 トイレ等の施設 工作物	<ul style="list-style-type: none">○日常的または定期的な点検を実施し、劣化部分や異常作動の早期発見に努め、異常があった場合には利用または運転を中止し、応急修繕や専門業者に依頼します。○園路広場はスリップ防止のための大雨後、大雪後の清掃、除雪を速やかに実施します。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- ・労働安全衛生規則等の関係法令を遵守
- ・労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関する職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上
- ・高度な技術、資格等を要する作業は、専門業者に委託
- ・委託業者への安全指導、監督の徹底

(イ) 利用者に対する安全確保

- ・各施設の正しい利用を情報提供
- ・維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置
- ・多客時の草刈り機等の機械を使った維持管理作業の抑制

(ウ) 保存会活動における安全確保

- ・会員の作業活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化
- ・会員を対象とした安全確保のための研修実施

(エ) ボランティア活動における安全確保

- ・ボランティア活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化
- ・ボランティアを対象とした安全確保のための研修実施
- ・ボランティア保険加入の推進

(2) 防犯対策の実施体制について

ア 昼間の体制

○ 利用者との連絡体制

園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の連絡先を明示し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

○ 維持管理上の対策

- ・園路沿いや広場の周囲に、死角となる場所や暗い場所を極力つくらないよう、樹木の除伐や枝払い等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- ・広場、建物の周囲等を常に清潔にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくるないように配慮します。

○ 地域との連携体制

地域の防犯に関わる会議に率先して出席し、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらうなど、警察署や消防署、学校、他の自治会との連絡を密にして「地域の目」が行き届くような体制づくりを行います。

○ 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日）については、県立塚山公園保存会により昼間に1日1回園内巡回パトロールを実施します。

イ 夜間の体制

○ 緊急連絡体制を基に、事件事故災害等発生した場合には、必要に応じて県立塚山公園保存会により園内パトロールを実施し、現場等の確認及び状況報告を実施します。

計画書9 「利用者への対応」

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただきたため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及びその研修等について

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えします。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えできると考えます。

ウ 公園インフォメーションボードの設置等

塙山公園には、来園者を迎えるインフォメーションセンター的な施設がないため、園内の中心地である中央広場等に園内の情報を掲示できるインフォメーションボードを設置して、山野草や野鳥を始め、園内の旬な情報を随時更新していきます。

本公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えます。対面だけでなく、電話やメールでの応対にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ①朝礼での挨拶唱和
- ②内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
- ③別指導員による接遇（C S）研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接遇向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierge】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道徳的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

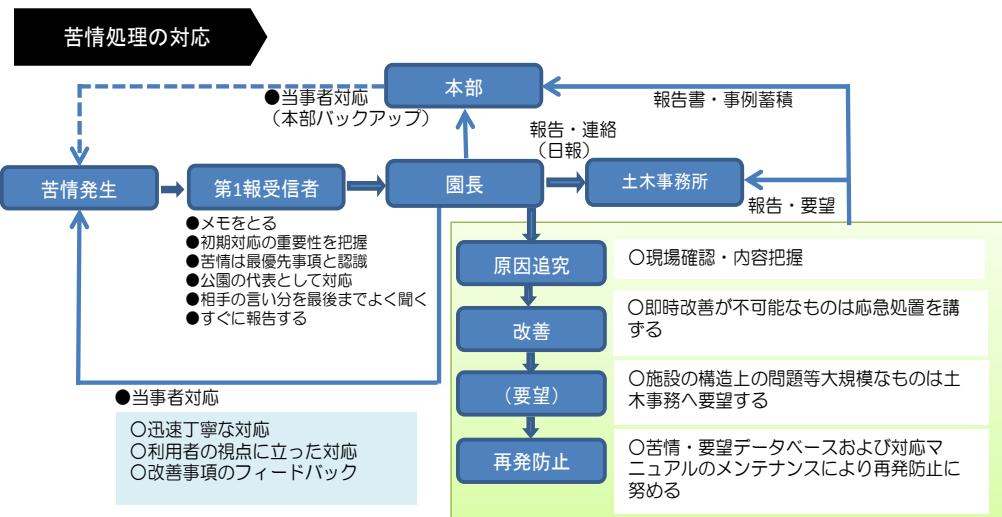
(2) 苦情処理の対応及びその研修等について

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部の人に過ぎません。多くの方は黙って次回から本公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

イ 柔らかい心で根気強く

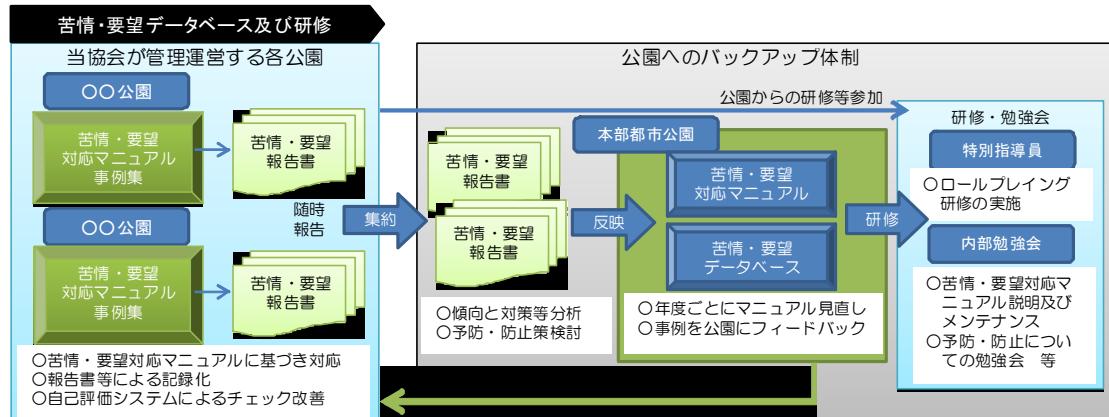
公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対しても、柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、県土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。

蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

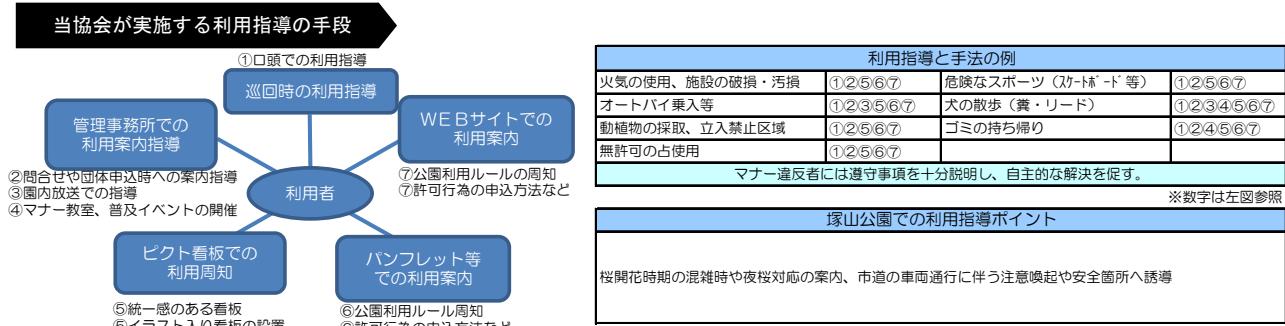


(3) 利用者への公園利用指導及びその研修等について

ア 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。



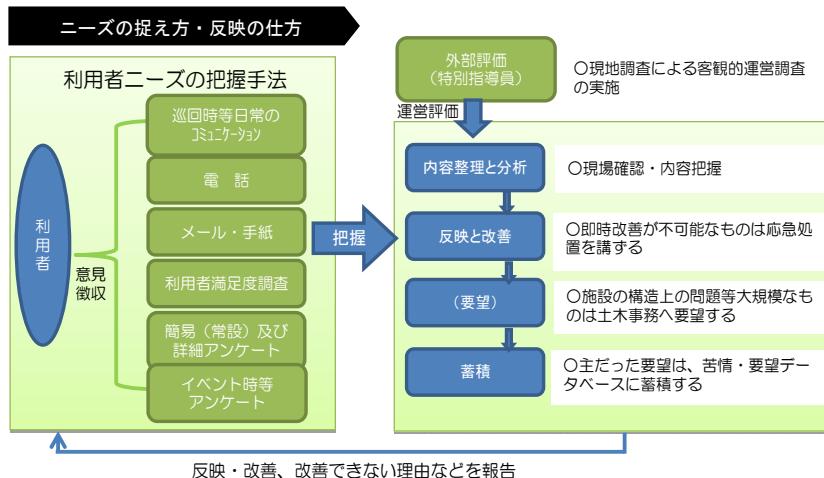
イ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通じ、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4) 利用者のニーズの捉え方及び反映について

ア 利用者の満足を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。



イ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害時が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、避難誘導を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

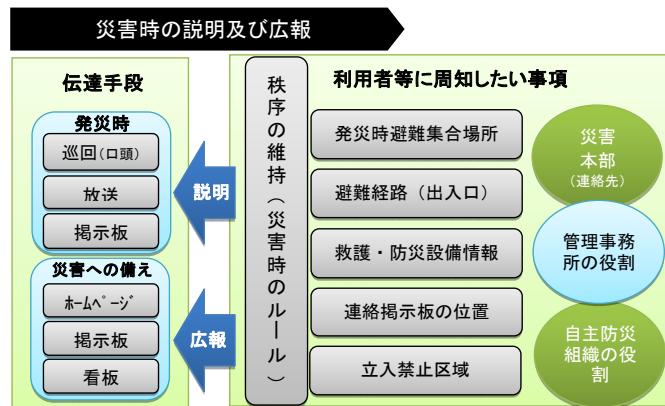
イ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは巡回時の声かけで周知するほか、園内図に制限個所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます。

ウ 災害への備えとしての広報

本公園は広域避難場所となっています。災害が発生した時に、本公園に避難してきた被災者の混乱を最小限にするため、日頃から公園利用者や地域の方々に避難場所に対しての認識を与え安心感を提供することが必要と考えます。

私たちは県土木事務所や横須賀市・地域自治会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。



エ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動搖が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。

発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

オ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。

計画書10「利用促進方策」

本公園の特性を広く県民に広報し、来園者の皆さんのが塚山の魅力を再発見して、より多くの人に伝え

知ってもらい、利用してもらい、再訪してもらえる公園づくり

に取組みます。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

三浦按針の由来と史跡、東京湾を望む眺望、桜まつりをはじめとした四季の彩りの美しさ、そして三浦半島のハイキングの拠点としての施設等を活用した魅力的なイベントを企画・検討してサービスの向上を図ります。

ア 平成19年度のイベント実績と今後の取組み

季節	行事名	参加実績	運営内容	平成21年度～平成25年度の取り組み
春	塚山公園さくら祭	12,360名	3月下旬からおよそ2週間開催。山開き式、さくら祭りパレード、夜桜見物などがあり、安全確保の巡視ならびに清掃を徹底しています。	逸見観光協会主催を継続して支援していきます。
	三浦按針祭観桜会	74名	横須賀市の4大国際式典の一つ。市民参加で実施され、献花、英國ならびにオランダ大使祝辞、民謡輪踊り等があり、安全確保の巡視と清掃を徹底しています。	横須賀市主催の国際式典を継続して支援する。
夏	鹿島神社祭礼御輿渡御	100名	西逸見町にある「鹿島神社」のお祭り。他の自治会へも祭りの楽しさを堪能してもらうため中心である塚山公園内まで御輿を担ぎ交流を深める。	西逸見町内会主催のお祭り。中山町などの部落の少ない地域へ渡り交流を図っていたが、中間にある塚山公園内で行うこととした。今後は他の地域にも交流の場を広げ、園内の祭りとして盛り上げていきたい。
秋	「秋の呈茶」イベント (紅葉狩りイベント)	22名	秋の来園者増に向けて、秋の塚山公園を印象深く味わっていただく企画として中央広場にてお抹茶を味わうイベントを開催して好評を得ました。	今後は共に楽しむ企画として茶席の共同主催者の公募を検討するほか、もっと「森の秋」を堪能できる企画をプラスし、秋の公園祭りとしていきたい。
冬	「初日会」イベント	300名	眺望という園内の特徴を活かして、園内でも眺めの良い見晴台にて、元旦の早朝に一年の始まりを祝うご来光イベントを実施。美しい日の出が拝めたこともあり、地域とともににある公園の姿のひとつとして大変好評を得た。	地域の共同開催を模索していく意義のある企画に育てていく。継続してお清めの無料配布を行うほか、小だるまの販売も行う。
通年	自然観察会	68名	平成19年度は、3月にバードウォッチングと植物観察会を開催。塚山公園ならではの自然を満喫していただき、大変好評を得た。	山野草や野鳥、昆虫など園内に生息する生物を対象に、三浦半島の自然に精通している観音崎自然博物館の学芸員を講師に招き、季節ごとの自然を解説してもらう(年4回)

イ 利用促進方策の新たな提案

行事名	運営内容
クリーン神奈川・かき氷祭り	「ビーチクリーンかながわ2007」の精神を継承した「清掃登山ハイキング」を開催して港の見える丘で「お疲れ様 かき氷」を提供し公園に親しむ企画を検討します。
ベースキャンプ花火観賞会	7月4日のアメリカ合衆国独立記念日に行われる横須賀港米海軍ベースキャンプでの花火大会を港の見える丘で鑑賞します。
納涼アコースチックギターのタベ	夜の東京湾の明滅を背景に弦をつま弾く音を静かに楽しむ。夏ならではの納涼企画として京急との連携による広報も検討する。
森の遊び体験祭り	照葉樹林の中でターザンロープや大きなハンモックなど、ロープを使った遊びを展開するほか、植物管理で出た枝葉の発生材を利用し、パンやピザ、バームクーヘンなどの料理体験、クラフト教室、草花や昆虫などの観察会など子供たちを対象としたイベントを実施
クラフト教室	四季を感じられる園内の発生材を材料にして工作教室を各季節に開催（年4回）
グランドゴルフ大会	地域の連合町内会と連携して、中央広場でグランドゴルフ大会を開催
按針に思いを馳せる交流会	三浦按針の歴史的偉業について、懇談会を開催
ビューポイント撮影会	塚山公園内に数あるビューポイントからの眺望をカメラのレンズに収めます。
塚山公園を拠点とする3世代ハイキング	塚山公園を拠点として三浦半島を散策する企画を提案します。

【平成22年度の実施内容】

行事名	平成22年度の取り組み
塚山公園さくら祭	主催者である逸見観光協会と協力し、催しの設営・実施・撤去、パトロール、清掃、公園外の催しも含めた公園協会ホームページ等での広報を行う。 実施期間：平成22年は3/25～4/8
三浦按針祭観桜会	主催者である横須賀市と協力し、運営協力や公園協会ホームページ等での広報を行う。 実施日：4/8
鹿島神社祭礼御輿渡御	主催者である逸見連合町内会と協力し、円滑な運営に協力する。
「秋の呈茶」イベント (紅葉狩りイベント)	20年度までの実施状況を踏まえ、よりよい内容とするため、実施手法等を再検討し、22年度以降の実施に向けて取り組む。
「初日会」イベント	西逸見町内会等と協力し、20年度までの実施状況を踏まえ、よりよい内容とするため実施内容を再検討した上で実施する。 【実施計画(案)】 実施日：平成23年1月1日 主催：(財)神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ 協力：西逸見町内会他(予定) 内容：小だるまの販売(有料)、飲料の提供(無料)、等
自然観察会	事業連携先である(社)観音崎自然博物館の協力により実施する。 【実施計画(案)】 実施時期：平成22年度は計4回を予定 主催：(財)神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ 内容：実施回ごとにテーマを設定し、公園内の動植物の観察を行う 参加費：無料
クリーン神奈川・かき氷祭り ベースキャンプ花火観賞会 納涼アコースチックギターのタベ 森の遊び体験祭り クラフト教室 ビューポイント撮影会 グランドゴルフ大会	23年度以降の実施に向けて、実施手法等を検討する。
按針に思いを馳せる交流会 塚山公園を拠点とする3世代ハイキング	
	23年度からの実施に向けて、関係団体と実施時期・内容等の検討・調整を行う。

(2) 利用促進のための広報について

モニタリング結果（平成20年冬実施、サンプル数96）では、初めての来園者が35%、神奈川県内外が昨年の倍の10%以上となり、広報の充実如何で来園者増が図れると考えられます。

塚山公園の利用促進に向けて
私たちが伝えたいこと

塚山公園の存在と
季節ごとの見頃と見所

公園の魅力への理解を
さらに深める情報

塚山公園を 知らない人には、公園の紹介等概要を、また再訪のきっかけとなる季節毎の見頃見所などを広報します。

塚山公園ベストパートナーである私たちは、得意領域を活かして公園広報に努めます。

ア 近隣エリアへの広報・・・「県立塚山公園保存会」の地域性を活かします。

- ・横須賀市民、地元自治会、小中学校等近隣の人々へ
- そして私たち地域の公園としての親しみを醸成していきます。

イ 広域エリアへの広報・・・「財団法人神奈川県公園協会」の公益性を活かします。

- ・神奈川県民、各種団体、各県立公園利用者をはじめ広い社会へ
- そして訪ねてみたいという気持ちを抱かせます。

これまでの成果を継承しながら塚山公園の広報は次のように取組みます。

■ 塚山公園の広報手段

広報媒体	主体	対象	特徴
案内チラシ	各町内会、各小中学校	地域住民	町内会便り、学校便り等に塚山公園でのイベントや見所情報を掲載いただけるように依頼していきます。
行政広報	神奈川県	神奈川県民	春の美しさやハイキングでの利用案内などの掲載を働きかけています。
行政広報	横須賀市	横須賀市民	市主催の三浦按針祭観桜会の記事に加えて、季節ごとの後援情報も掲載いただけるように働きかけます。
パンフレット	指定管理者	地城市民	公園紹介パンフレットを作成して、県内各所の都市公園や公共施設を通じて塚山公園の存在と営みを伝えます。
企画広報等	各観光協会、交通機関等	地城市民	西逸見観光協会や京浜急行の協力を仰いで、塚山公園桜祭りのほかにも公園の紹介記事の掲載を働きかけます。
ホームページ	指定管理者	社会全般	既に提供しているアクセスや基本情報に加えて、適時にホームページの更新を図り季節ごとの後援の魅力を発信していきます。
ホームページ	神奈川県	社会全般	県立の施設としての基本情報を掲載して利用を促すと共に、指定管理者のホームページのリンクによってタイムリーな情報提供をしていきます。
メディア	報道各社	社会全般	神奈川テレビや神奈川新聞などのマスメディアへは、祭りや季節ごとの見ごろなど、公園の魅力情報を働きかけます。
園内掲示	指定管理者	来園者	公園の特徴や季節おとの見どころを曲折わかりやすく伝えていきます。

計画書11 「地域や関係機関との連携」

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

園内に残された自然環境の保全や活用、按針のゆかりを継承していくためには、地域のボランティア団体や地元団体との連携は欠かせないものがあります。

ア 地域関係団体及びボランティア団体等との連携した取組み

塚山公園は、県民の寄付により設立され、地域住民である私たち県立塚山公園保存会によって管理運営されてきました。これから塚山公園は、これまでの地域住民発意による管理運営を基本として、志のある県民ならびに団体と協働を展開させることで地域及び公園の利活用の活性化につなげていきます。またこの際に財団法人神奈川県公園協会は、公益法人としての信用と経験によって円滑な展開に貢献していきます。

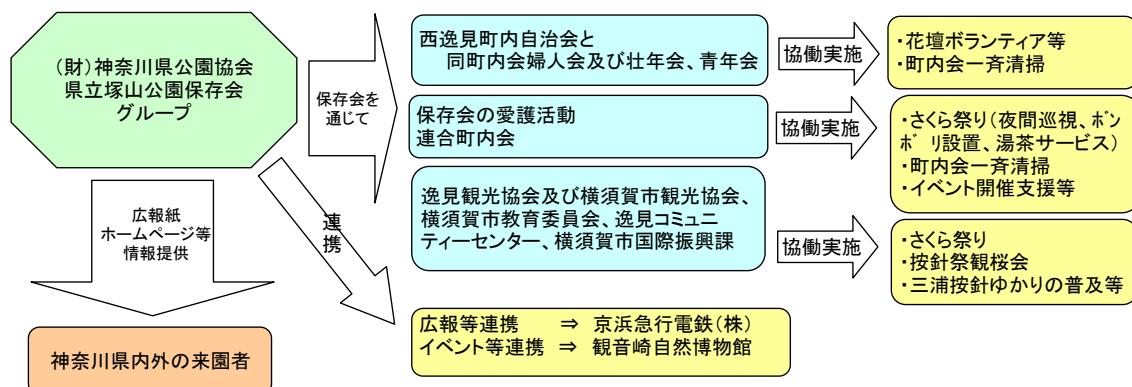
指定管理者	関係団体	ボランティア活動
(財) 神奈川県公園協会 県立塚山公園保存会	西逸見町内会、長浦町内会 吉倉町内会、逸見観光協会 横須賀市観光協会 横須賀市逸見コミュニティセンター 横須賀市教育委員会	西逸見町内会婦人会、壮年会、青年会 海上自衛隊

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

ア これまでの実績

塚山公園の管理は、県立塚山公園保存会の愛護活動に始まり、地元町内会及び横須賀市観光協会等と協力・連携のもとに安全安心で快適な公園づくりを進めています。また、「按針塚」については、横須賀市教育委員会や米軍司令部、海上自衛隊、按針塚と多くの関係者等と連携を深め観桜会を継続して開催するなど、地域住民から高い評価を得ています。

イ 新たな提案による地域貢献



これまでの連携を基本として、地元町内会は連合町内会へと拡大を図り、イベントや愛護活動をさらなる展開へ進めていくほか、広報関係では公共交通機関と連携し、また園内の自然環境の保全と活用については、観音崎自然博物館と連携して、地域に貢献していきます。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

本公園は、三浦半島のハイキングコースの拠点になるよう、「田浦梅の里」、「ヴェルニー公園」、「ホタルの里」、「横須賀市営しょうぶ園」、「大楠山」等の管理主体と連携を図り、地域の見所施設を盛り込んだ散策マップを充実して作成し、塚山公園から発信します。また、本公園の玄関口としての京浜急行電鉄「按針塚駅」及び「逸見駅」と連携して、広報活動を展開します。

【平成22年度実施内容】

- ・町内会、連合町内会、観光協会、行政機関等の地域関係団体との関係を緊密・拡大する。
- ・公園内の自然環境の保全と活用については、必要に応じて(社)観音崎自然博物館の助言を仰ぐ。
- ・公園周辺の公共交通機関のネットワークを活用した広報に向け、事業者と調整を行う。
- ・公園周辺の見所施設を盛り込んだ散策マップの改訂・充実に着手する。